官

(号外第 1 号)

う農林水産省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。 元号を改める政令(平成三十一年政令第百四十三号)の施行に伴い、元号を改める政令の施行に伴 〇農林水産省令第一号 令和元年五月七日

元号を改める政令の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令

農林水産大臣 青 貴盛

別記第二十八号様式から別記第三十号様式まで及び別記第三十二号様式から別記第三十六号様式別記第二十五号様式及び別記第二十六号様式中「平成」を削る。 第五条 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。(植物防疫法施行規則の一部改正) までの規定中「平成」を「令和」に改める。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。(施行期日) 附 則